



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 村 篤
 (コード番号:4641 東証第一部)
 問 合 せ 先 業 務 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 河 野 晶
 (T E L. 045-640-3700)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 28 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主総会議事録の作成について、現行定款第 18 条(議事録)を法務省令の定めに基づき所定の変更を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第31条(社外取締役との責任限定契約)および第42条(社外監査役との責任限定契約)の所定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 1 条～第 17 条(略) 第 18 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。	第 1 条～第 17 条(略) 第 18 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。
第 19 条～第 30 条(略) 第 31 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第 19 条～第 30 条(略) 第 31 条 (取締役との責任限定契約) 当社は、取締役(会社法第 2 条第 15 号イで定義される「業務執行取締役等」であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 32 条～第 41 条(略)	第 32 条～第 41 条(略)
第 42 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第 42 条 (監査役との責任限定契約) 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 43 条～第 50 条(略)	第 43 条～第 50 条(略)

3. 定款変更に係る日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年 3 月28日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成28年 3 月28日 (予定)

以上